

家財保険 補償内容変更特約

＜目次＞ 第1条（この特約の適用条件） 第2条（保険金をお支払いする場合） 第3条（お支払いする保険金の額） 第4条（他の保険契約がある場合の読み替え） 第5条（準用規定）
第1条（この特約の適用条件） この特約は、お客様がこの特約について合意がある場合に適用します。
第2条（保険金をお支払いする場合） 弊社は、この特約により、家財保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3条（保険金をお支払いする場合）第17項の規定のほかに、同項に規定する熱以外の偶然な事故により住宅のガラスが破損し、被保険者が自己の費用でこれを交換したときも、同一の構造、質、規模、能力のガラスを交換するために必要な費用に対して、ガラス交換費用保険金をお支払いします。ただし、普通約款第3条（保険金をお支払いする場合）第8項に規定する修理費用保険金または賠償責任保険に規定する賠償責任保険金が支払われる場合を除きます。
第3条（お支払いする保険金の額） 1 弊社は、この特約により、普通約款第4条（お支払いする保険金の額）第7項の規定にかかわらず、普通約款第3条（保険金をお支払いする場合）第7項の事由によってお支払いする臨時費用保険金の支払額を、普通約款第3条（保険金をお支払いする場合）第1項の損害保険金の5％に相当する額と定め、1事故30万円を限度としてお支払いします。 2 弊社は、この特約により、1回の事故につき100万円を限度とし、洗面台交換費用の額を、普通約款第3条（保険金をお支払いする場合）第16項の洗面台交換費用保険金としてお支払いします。 3 弊社は、この特約により、1回の事故につき100万円を限度とし、ガラス交換費用の額を、普通約款第3条（保険金をお支払いする場合）第17項および、この特約第2条（保険金をお支払いする場合）のガラス交換費用保険金としてお支払いします。 4 弊社は、この特約により、1回の事故につき100万円を限度とし、便器交換費用の額を、普通約款第3条（保険金をお支払いする場合）第18項の便器交換費用保険金としてお支払いします。 5 弊社は、この特約により、1回の事故につき100万円を限度とし、浴槽交換費用の額を、普通約款第3条（保険金をお支払いする場合）第19項の浴槽交換費用保険金としてお支払いします。 6 弊社は、この特約により、第2項から第5項までの各項によって計算された額の合計額が100万円をこえる場合においては、弊社がお支払いする保険金は100万円とします。
第4条（他の保険契約がある場合の読み替え） 1 弊社は、この特約により、普通約款別表1（第5条（他の保険契約がある場合の保険金の額））に規定する臨時費用保険金の支払限度額については、次のとおり読み替えて適用し

ます。

「

第3条 (保険金をお支払い する場合)		支払限度額
7	臨時費用保険金	1回の事故につき、100万円（他の保険契約に、限度額が100万円をこえるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）または臨時費用保険金の額のいずれか低い額

」

とあるのは

「

第3条 (保険金をお支払い する場合)		支払限度額
7	臨時費用保険金	1回の事故につき、30万円（他の保険契約に、限度額が30万円をこえるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）または臨時費用保険金の額のいずれか低い額

」

と読み替えて適用します。

2 弊社は、この特約により、普通約款別表1（第5条（他の保険契約がある場合の保険金の額））に規定する洗面台交換費用保険金、ガラス交換費用保険金、便器交換費用保険金および浴槽交換費用保険金の支払限度額については、次のとおり読み替えて適用します。

「

第3条 (保険金をお支払い する場合)		支払限度額
16	洗面台交換費用保険金	1回の事故につき、5万円（他の保険契約に、限度額が5万円をこえるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）または洗面台交換費用の額のいずれか低い額
17	ガラス交換費用保険金	1回の事故につき、10万円（他の保険契約に、限度額が10万円をこえるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）またはガラス交換費用の額のいずれか低い額
18	便器交換費用保険金	1回の事故につき、10万円（他の保険契約に、限度額が10万円をこえるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）または便器交換費用の額のいずれか低い額
19	浴槽交換費用保険金	1回の事故につき、5万円（他の保険契約に、限度額が5万円をこえるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）または浴槽交換費用の額のいずれか低い額

とあるのは

「

第3条 (保険金をお支払い する場合)		支払限度額
16 ～ 19	洗面台交換費 用保険金、ガ ラス交換費用 保険金、便器 交換費用保険 金および浴槽 交換費用保険 金	1回の事故につき、100万円(他の保険契約に、限度額が100万円をこえるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額)または洗面台交換費用の額、ガラス交換費用の額、便器交換費用の額および浴槽交換費用の額の合計額のいずれか低い額

」

と読み替えて適用します。

第5条(準用規定)	
この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。	